官報
（号外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令（法務五二）　一
〔公　告〕
諸事項
官庁
犯罪被害財産支給手続不開始決定関係　九
裁判所
破産、免責、再生関係　三六
特殊法人等
西日本高速道路株式会社工事開始、日本私立学校振興・共済事業団令和七事業年度財務諸表、日本弁護士連合会裁決取消訴訟の判決確定、公認会計士等の登録及び登録抹消、税理士登録者、弁理士登録関係　三九
地方公共団体
教育職員免許状取上げ処分、行旅死亡人関係　四三
会社その他
会社決算公告　四三

省令

○法務省令第五十二号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条第一項第二号、第七条の二第一項及び第二項、第二十条第二項並びに第二十一条第二項の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令及び出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年十一月十六日

法務大臣　山下　貴司